

各 位

会社名 株式会社さいか屋  
 代表者名 代表取締役社長 山野井 輝夫  
 (コード番号 8254 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 常務取締役執行役員 中野 宏治  
 (TEL.046-822-8046)

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンスについて、支配株主等に関する事項は、以下の通りとなります。

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）またはその他の関係会社の商号等（2023年8月31日現在）

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接 保有分	合算 対象分	計	
株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス	親会社	37.22	13.22	50.45	株式会社東京証券取引所 スタンダード市場

#### 2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス社（以下「AFC-HD 社」という。）は、当社の議決権の 50.45%を保有する親会社であります。当社と AFC-HD 社は 2021 年 4 月 16 日に資本業務提携契約を締結し、相互の企業価値の向上を図っております。

当社は資本業務提携契約に基づき、AFC-HD 社との緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、同社との関係で事業活動上の制約はなく、同社からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。

人的関係については、2023 年 11 月 30 日現在、AFC-HD グループ出身者 3 名が当社取締役として就任し、うち 2 名については AFC-HD グループ企業の役員を兼務しております。

#### （役員の兼務状況）

役職	指名	親会社等またはそのグループ企業での役職	就任理由
代表 取締役 会長	浅山 忠彦	株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス 永世名誉会長 株式会社エーエフシー 代表取締役会長	支援体制を一層強固にすることにより、経営体制の強化を図り、持続的成長と企業価値向上に繋げるため
取締役	浅山 雄彦	株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス 代表取締役会長 株式会社エーエフシー 取締役副会長	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を持続的成長と企業価値向上に繋げるため

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 AFC-HD アムスライ フサイ エンス	静岡市 駿河区	2,131,839	健康補助食品 及び化粧品等 の製造販売	(被所有) 直接 37.22	資金の借入先、 債務の保証、 債務の被保証、 役員の兼任	資金の借入 (注)1	—	長期 借入金	8,000,000
							支払利息	24,680	未払費用	4,274
							債務の保証 (注)2	8,000,000	—	—
							債務の被保証 (注)3	741,123	—	—
							商品の販売	663	売掛金	
同一の親会社を持つ会社	株式会社 エーエフ シー	静岡市 駿河区	200,000	健康補助食 品・化粧品及 び自然食品等 の販売	(被所有) 間接 13.22	資金の借入先、 商品の仕入先	資金の借入 (注)1	—	長期 借入金	625,000
							支払利息	1,916	未払費用	—
							商品の販売 商品の仕入 (注)4	981 75,703	売掛金 買掛金	43 8,556

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、取引金額は2023年8月31日現在の債務保証残高であります。  
なお、債務保証にあたり資産の担保提供を行い、またこれに伴う保証料は発生しておりません。
3. 当社が発行した全国百貨店共通商品券の保全措置に係る債務の保証を受けております。  
なお、取引金額は2023年8月31日現在の債務保証残高であり、これに伴う保証料は発生しておりません。
4. 商品の仕入については、同社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引につきましては、個別交渉のうえ一般的な取引と同様に合理的な決定を行い、少数株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

コーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について、その決定が恣意的に行われることがないよう、取締役会において審議する方針とし取引の公正性、妥当性を確保することで、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。本取引におきましても、その妥当性を検証したうえで合理的に決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

以上